

社団法人慈恵会 グループホームあおいもり
 指定認知症対応型共同生活介護
 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書
 〈令和6年6月1日現在〉

1 グループホームあおいもりの概要

(1) 当事業所の概要

施設名	社団法人 慈恵会 グループホームあおいもり
所在地	〒030-0155 青森県青森市大字大谷字山ノ内16番地3
電話番号	017-762-5222
FAX番号	017-729-3540
事業所番号	介護保険事業所番号 0270101561

(2) 当事業所の従事者体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者 (介護従事者を兼務)	介護福祉士	1名		1名	介護従事者及び業務の管理 入浴・排泄・食事等生活全般に係る 援助
計画作成担当者	介護支援専門員		1名	1名	(介護予防) 認知症対応型共同生活 介護計画の作成
管理者 (介護従事者を兼務)	介護福祉士	2名		2名	介護従事者及び業務の管理、(介護 予防) 認知症対応型共同生活 介護計画の作成、入浴・排泄・食 事等生活全般に係る援助
介護従事者	介護福祉士	17名	1名	18名	入浴・排泄・食事等生活全般に係る 援助
	介護職員実務者研修	0名		0名	
	介護職員初任者研修	0名		0名	
		1名		1名	
合計		21名	2名	23名	
従事者の勤務形態	① 早番 7:00～15:30 (3名) ② 日勤 8:30～17:00 (3名) ③ 遅番 10:00～18:30 (3名) 夜勤 16:30～ 9:00 (3名) <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } 3ユニット合計 </div>				

(3) 当事業所の設備の概要

定員	27名(1ユニット9名×3ユニット) 全室1人部屋	居室面積	8.77㎡
居間兼食堂	しらかば 60.8625㎡ けやき 60.4625㎡ かえで 75.68㎡	浴室	ユニット式 しらかば 3.306㎡ けやき 3.306㎡ かえで 4.959㎡

2 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

基本理念	私達は優しさと思いやりの気持ちを大切に、利用者の皆様が家庭的な雰囲気の中で穏やかで安らぎのある生活が送れるように努めます。
基本方針	・利用者の皆様が生活の主体です。 ・持てる能力を最大限に生かし、機能回復に向けて援助します。 ・家族、地域社会との交流を図り社会参加を援助します。
1.	利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ妥当適切に行います。
2.	利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行います。
3.	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
4.	共同生活住居における従事者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
5.	利用者の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はせず、見守りを第一とし創意と工夫を生かして自立を目指した生活援助を行います。
6.	年に1回以上自己評価及び外部評価を実施し、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の質の改善を図るものとする。
7.	2ヶ月に1回以上運営推進会議を開催し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言を聴く機会を設けます。
8.	年に1回以上介護サービス情報の公表を実施し、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護のサービスの内容や運営状況に関する情報の公表を行います。

(2) サービス利用のために

利用条件	・要支援2、要介護者(要介護度1～5)であって、かつ認知症の状態にあること。 ・医療機関において常時治療をする必要がないこと。 ・少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
認知症高齢者の介護経験者	23名
従業員への研修の実施	・年6回内部研修を行っております。また、施設外研修にも参加しております。
サービスマニュアル	・介護計画に基づいたサービスを実施しております。

(3) サービス利用に当たっての留意事項

事項	備考
面会	・面会時間は午前7時から午後7時 (時間外にご面会を希望される場合は、予めご連絡ください)
外出・外泊	・事前に行き先、電話番号、帰宅時間を従事者に申し出てください。
飲酒・喫煙	・酒類の持ち込みはご遠慮ください。 ・敷地内禁煙となっておりますので、喫煙はできません。

金銭・貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・多額の金銭や貴重品の持ち込みはご遠慮ください。所持金については、3千円を上限額とし利用者ご自身の責任において管理していただき、現金、貴重品を紛失した際は当事業所では責任を負いかねます。なお、金銭委託管理を希望される場合、契約(無料)を結んでいただき、ご家族と相談したうえで必要最小限の金額をお預かりいたします。
所持品の持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> ・日常使用しているお茶碗や箸等馴染みのあるもの。 ・寝具等も持ち込み可能です。
設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、器具の利用は従事者にお尋ねください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の指導に従い共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるようにしてください。 ・健康に留意し共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力してください。
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の利益を侵すこと。 ・けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。 ・共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、または安全衛生を害すること。 ・指定した場所以外で火気を用いること。 ・故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、または物品を持ち出すこと。

3 協力医療機関

・青い森病院 ・青森慈恵会病院 ・新城ミナトヤ歯科医院

4 サービスの内容

サービス	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食7時30分、昼食11時30分、夕食17時30分となっております。 ・食事は栄養士が作成した献立に基づいて提供しています。 ・可能な方は、従事者と一緒に調理に参加できます。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・随時入浴できますが、当事業所では午後から1人ずつゆっくり入浴していただいております。なお、介助の必要な方には従事者がお手伝いします。
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> ・備え付けの洗濯機、乾燥機がありますのでご利用ください。自分で洗濯することが難しい方は、従事者がお手伝いいたします。また、業者に委託することもできます。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に関すること等について相談できます。
介 護	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的な環境の下で利用者の入浴、排泄、食事等、介護計画に添ってサービス提供します。その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、可能な限りご家族の希望に応じたサービスを提供します。

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・検温、血圧測定等をし、健康管理に努めます。また、異常があった場合は、速やかに主治医へ受診いたします。 ・週1回じけいかい訪問看護ステーションの看護師が、全身状態の観察を行います。 ・協力医療機関への外来受診援助を行っております。
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日午後、体操（座位レベル）を行い、体力の維持向上を図ります。 ・利用者のレベルに合わせた企画(ゲーム、歌、貼り絵、塗り絵、折り紙、縫い物等)を毎日行います。 ・毎月1回各ユニットで外出や食事会を行っております。 ・地域の風習に基づいた行事を行います。 ・利用者の誕生日には、希望メニューを作るなどして、各ユニットでお祝いいたします。 ・散歩や外出を援助します。

5 利用料金

(1) 利用料

ア. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

介護度	基本料 (10割)	1日あたりの利用料			1ヶ月の利用料(30日の場合)		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	7,490円	749円	1,498円	2,247円	22,470円	44,940円	67,410円
要介護1	7,530円	753円	1,506円	2,259円	22,590円	45,180円	67,770円
要介護2	7,880円	788円	1,576円	2,364円	23,640円	47,280円	70,920円
要介護3	8,120円	812円	1,624円	2,436円	24,360円	48,720円	73,080円
要介護4	8,280円	828円	1,656円	2,484円	24,840円	49,680円	74,520円
要介護5	8,450円	845円	1,690円	2,535円	25,350円	50,700円	76,050円

イ. 加算項目

加算項目	加算 (10割)	1日あたりの利用料			1か月の利用料(30日の場合)		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
※1 初期加算	300円	30円	60円	90円	900円	1,800円	2,700円
※2 医療連携体制加算 (Ⅰ)ハ	370円	37円	74円	111円	1,110円	2,220円	3,330円
※3 生活機能向上連携 加算(Ⅱ)	2,000円	***	***	***	200円	400円	600円
※4 口腔衛生管理体制 加算	300円	***	***	***	30円	60円	90円
※5 高齢者施設等感染 対策向上加算(Ⅰ)	100円	***	***	***	10円	20円	30円
※6 口腔・栄養スク ーニング加算	200円	※6ヶ月毎 1割負担=20円 2割負担=40円 3割負担=60円					

※7 科学的介護推進体制加算	400円	***	***	***	40円	80円	120円
※8 サービス提供体制強化加算(I)	220円	22円	44円	66円	660円	1,320円	1,980円
※9 若年性認知症利用者受入加算	1,200円	120円	240円	360円	3,600円	7,200円	10,800円
※10 介護職員等処遇改善加算(I)	基本額に各種加算を加えた総単位数(所定単位数)×18.6% 加算						

※1 初期加算

入居した日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算。

※2 医療連携体制加算(I)ハ

医療機関等との連携により看護師を確保し、24時間連絡できる体制にあることにより加算。(要支援2を除く)

※3 生活機能向上連携加算(II)

通所リハビリテーション事業所等の理学療法士等の訪問時、計画作成担当者が当該理学療法士等と共同して利用者の身体の状態等の評価及び計画を作成し、当該計画に基づいて介護を実施した場合に加算。(月1回 初回実施の月から3ヶ月を限度)

※4 口腔衛生管理体制加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に加算。(月1回)

※5 高齢者施設等感染対策向上加算(I)

新興感染症発生時の対応を、第二種協定指定医療機関と連携して行う体制を確保。また、新興感染症以外の一般的な感染症発生時の対応を、協力医療機関と連携して対応している場合に加算。(月1回)

※6 口腔・栄養スクリーニング加算

利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に加算。(6ヶ月毎1回)

※7 科学的介護推進体制加算

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状態等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に加算。(月1回)

※8 サービス提供体制強化加算(I)

介護職員の総数うち、介護福祉士の占める割合が70%以上の人員配置により加算。

※9 若年性認知症利用者受入加算

65歳未満の利用者について加算。

※10 介護職員等処遇改善加算(I)

より効果的に介護職員等の人材を確保するため賃金改善等の処遇改善を行うことにより加算。

ウ 介護保険サービス以外の利用料

家賃	1日450円 (30日料金 13,500円)
食材料費	1日1,550円 (30日料金 46,500円)

光熱費	1日500円（5月～10月までの6ヶ月間） 1日600円（11月～4月までの6ヶ月間）		
TV・冷蔵庫利用料	1日110円（30日料金 3,300円）		
理容代	実費	紙おむつ代	実費

(2) 個人別利用料金表（別紙 I）

(3) 料金の支払い方法

毎月10日頃に前月分の料金の請求をいたしますので、請求月内に窓口入金の方法でお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話もしくは直接当事業所へ見学においでいただき、お申し込みください。当事業所の従事者がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

ア 利用者の都合でサービスを終了する場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出ください。

イ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)若しくは要支1と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

ウ その他

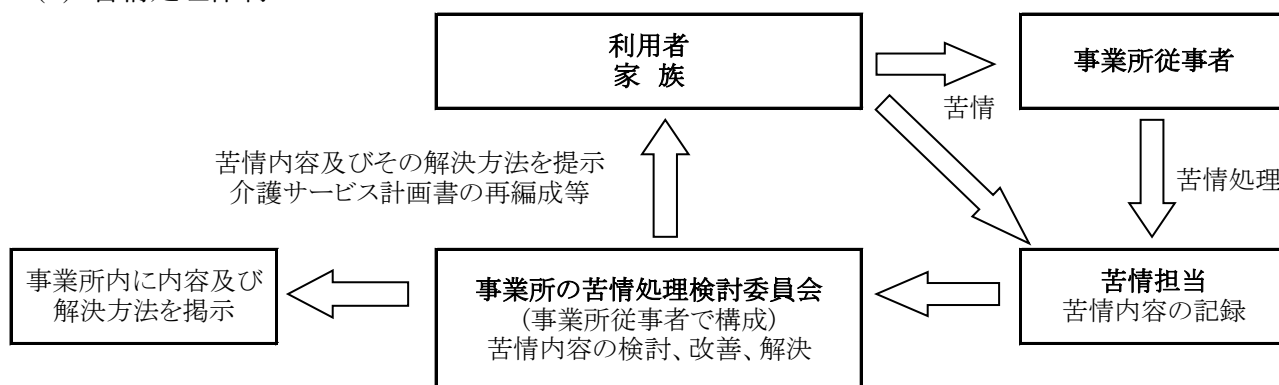
- ・利用者やご家族などが当事業所に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の1ヶ月前に文書で通知し、退所して頂く場合があります。
- ・利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院1ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合

7 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

担当者 社団法人慈恵会 グループホームあおいもり
 苦情処理担当責任者 ホーム長 岡 英仁
 窓口 管理者 小鹿のぞみ、中村祐香、石郷奈緒美
 電話番号 017-762-5222 FAX番号 017-729-3540
 受付日 毎日
 受付時間 8時30分から17時

(2) 苦情処理体制



(3) その他

当事業所以外においても次の公的機関において相談等ができます

- ア 青森市福祉部介護保険課 017-734-5257
- イ 青森県国民健康保険団体連合会（介護保険苦情相談窓口） 017-723-1301
- ウ 青森県運営適正化委員会（青森県社会福祉協議会） 017-731-3039

8 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に可能な限り速やかにご連絡いたします。

連絡先①	氏名	(続柄)		
	自宅の電話		携帯電話	
連絡先②	氏名	(続柄)		
	自宅の電話		携帯電話	

9 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者のお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

※当事業所は東京海上日動火災保険株式会社、社会福祉法人全国社会福祉協議会と施設賠償保険契約を結んでおります。

10 非常災害対策

災害時の対応	対応マニュアルに添って行います。
防災設備	火災受信盤、火災通報装置、消火器、スプリンクラー設備
防災訓練	年2回以上行います。
防火管理者	三上 智秋

11 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所の従事者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た秘密を漏らしません。

- (3) 当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

12 身体拘束の制限

当事業所の従事者は、サービス提供中に利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行動を行いません。

しかし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者の身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (2) 身体的拘束等の適正のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (4) 介護従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための定期的研修の実施

13 虐待の防止のための措置に関する事項

1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 ハラスメント防止のための措置

事業者は、適切な介護サービスの提供を確保するため、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

15 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、適切な介護サービスの提供を確保するため、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定、整備を行うとともに、その従業員に対し定期的な研修、訓練を実施する等の措置を講じます。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 青森県青森市大字大谷字山ノ内16番地3
名 称 社団法人 慈恵会
グループホームあおいもり
管理者

説明者氏名 印

私は、本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印